

○日本住宅性能表示基準

平成13年8月14日国土交通省告示第1346号
最終改正 令和4年11月7日消費者庁・国土交通省告示第2号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準を定める。

日本住宅性能表示基準

第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、法第2条第1項に規定する住宅について適用する。

第3 用語の定義

この告示における用語の定義は、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 1 この基準において「構造躯体」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。
- 2 この基準において「構造躯体等」とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては構造躯体及びそれと一体としてつくられた鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分をいい、それら以外の建築物にあっては構造躯体をいう。
- 3 この基準において「評価対象住戸」とは、住宅性能評価の対象となる一戸建ての住宅又は共同住宅等のうち住宅性能評価の対象となる一の住戸をいう。
- 4 この基準において「他住戸等」とは、評価対象住戸以外の住戸その他の室(評価対象住戸と一緒にとなって使用される室を除く。)をいう。
- 5 この基準において「多雪区域」とは、建築基準法施行令第86条第2項に規定する多雪区域をいう。
- 6 この基準において「避難階」とは、建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。
- 7 この基準において「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。
- 8 この基準において「同一階等」とは、評価対象住戸が存する階及びその直下の階をいう。
- 9 この基準において「評価対象建築物」とは、評価対象住戸を含む建築物をいう。
- 10 この基準において「特定建材」とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の6—1(2)イ②に規定する特定建材をいう。
- 11 この基準において「内装」とは、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内

装をいう。

- 12 この基準において「天井裏等」とは、天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する住宅の部分をいう。

第4 表示すべき事項及び表示の方法

- 1 表示すべき事項は、別表(新築住宅にあっては別表1をいい、既存住宅(新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)にあっては別表2—1をいう。以下第4及び第5において同じ。)の(い)項に掲げるものとする。ただし、性能を表示しようとする住宅(以下「性能表示住宅」という。)が(ろ)項に掲げる適用範囲に該当しない場合においては、この限りでない。
- 2 表示の方法は、別表の(い)項に掲げる表示すべき事項に応じ、(は)項に掲げるものとする。ただし、評価方法基準に従った評価の対象となるものが当該性能表示住宅に存しない場合においては、その旨を表示することとする。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項について、(は)項に掲げる方法により表示をする場合において、その説明を付するときは、(に)項に掲げる事項に応じ、(ほ)項に掲げる文字を用いて表示することとする。

第5 遵守事項

日本住宅性能表示基準に従って住宅の性能を表示している旨を表示する場合にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価の結果に基づかず表示する場合においては、その旨を明示すること。
- 2 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の別(性能表示住宅が新築住宅である場合に限る。)、新築住宅又は既存住宅の別(住宅性能評価が建設住宅性能評価である場合に限る。)及び住宅性能評価において従った評価方法基準を特定できる情報を明示すること。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項以外の事項を併せて表示し、又は(い)項に掲げる事項について(は)項に掲げる方法以外の方法により併せて表示する場合においては、その旨を明示すること等により、当該表示が日本住宅性能表示基準に従つたものであるとの誤解を招くことがないようにすること。
- 4 表示する内容が評価方法基準に従つて評価を行つた結果であること、表示する内容が評価した時点におけるものに過ぎないこと等を明記することにより、表示する内容について誤解を招くことがないよう配慮すること。

別表1(新築住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字	
1 構造の安定性(構造躯体の倒壊等防止)	1—1 耐震等級 （構造躯体の倒壊等防止） 一戸建ての住宅又は共同住宅等(1)	等級(1、2又は3)による。	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級 3	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしくさ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震に	

するこ と	—3において、免震建築物であるとされたものを除く。)			よる力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるものの1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度)
		等級 2		極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるものの1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度)
		等級 1		極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
1—2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等(1—3において、免震建築物であるとされたものを除く。)	等級(1、2又は3)による。	耐震等級(構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			等級 3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるものの1.5倍の力に対して損傷を生じない程度)
			等級 2	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるものの1.25倍の力に対して損傷を生じない程度)
			等級 1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1—3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	評価対象建築物が免震建築物であるか否かを明示する。	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であるか否か
1—4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1又は2)による。	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			等級 2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるものの1.2倍の力に対して損傷を生じない程度)

			等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1—5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	多雪区域に存在する一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1又は2)による。	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			等級 2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
			等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1—6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位を kN/m^2 とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。)、杭の許容支持力(単位を $kN/本$ とし、整数未満の端数を切り捨てる。) 又は杭状改良地盤の改良後の許容支持力度(単位を kN/m^2 とし、整数未満の端数を切り捨てる。) 若し	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法

			くは許容支持力(単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。)及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法(地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。)を明示する。	
	1—7 基礎の構造方法及び形式等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	直接基礎にあっては基礎の構造方法及び形式を、杭基礎にあっては杭種、杭径(単位をcmとし、整数未満の端数を切り捨てる。)及び杭長(単位をmとし、整数未満の端数を切り捨てる。)を明示する。	基礎の構造方法及び形式等
2 火災時の安全に関すること	2—1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
				評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
			等級 4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
			等級 3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
			等級 2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設

				置かれている
		等級 1		評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
2—2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	共同住宅等(避難階に存する住戸及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)	等級(1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
			等級 4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 1	その他
2—3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	共同住宅等(避難階に存する住戸及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)	次のイのaからeまでのうち、該当する一の排煙形式及び次のロのaからcまでのうち、該当する一の平面形状を明示する。この場合において、ロのcを明示するときは、耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)を等級(1、2又は3)により併せて明示する。 イ. 排煙形式 a. 開放型廊下	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下) 排煙形式 平面形状 耐火等級(避難経路の隔壁の開口部) 等級 3 等級 2 等級 1	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策 共用廊下の排煙の形式 避難に有効な共用廊下の平面形状 避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 火炎を遮る時間が60分相当以上 火炎を遮る時間が20分相当以上 その他

		<ul style="list-style-type: none"> b. 自然排煙 c. 機械排煙(一般) d. 機械排煙(加圧式) e. その他 <p>□ 平面形状</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能 b. 直通階段との間に他住戸等がない c. その他 		
2—4 脱出対策 (火災時)	地上階数 3 以上の一戸建ての住宅 又は共同住宅等（避難階に存する住戸を除く。）	<p>次のイからニまで</p> <p>のうち、該当する脱出対策を明示する。</p> <p>この場合において、ハ又はニを明示するときは、具体的な脱出手段を併せて明示する。</p> <p>イ. 直通階段に直接通ずるバルコニー</p> <p>ロ. 隣戸に通ずるバルコニー</p> <p>ハ. 避難器具</p> <p>ニ. その他</p>	脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策
2—5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	一戸建ての住宅又は共同住宅等	<p>等級(1、2又は3)による。</p>	<p>耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))</p> <p>等級 3</p> <p>等級 2</p> <p>等級 1</p>	<p>延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ</p> <p>火炎を遮る時間が60分相当以上</p> <p>火炎を遮る時間が20分相当以上</p> <p>その他</p>

2—6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
			等級 4	火熱を遮る時間が60分相当以上
			等級 3	火熱を遮る時間が45分相当以上
			等級 2	火熱を遮る時間が20分相当以上
			等級 1	その他
	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(界壁及び界床)	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
			等級 4	火熱を遮る時間が60分相当以上
			等級 3	火熱を遮る時間が45分相当以上
			等級 2	火熱を遮る時間が20分相当以上
			等級 1	その他
3 劣化の軽減に関すること	3—1 劣化対策 (構造躯体等)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	劣化対策等級(構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
			等級 3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
			等級 2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
			等級 1	建築基準法に定める対策が講じられている
4 維持管理・更新への配慮に関すること	4—1 維持管理対策等級(専用配管)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	維持管理対策等級(専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
			等級 3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
			等級 1	その他
	4—2 維持管理	共同住宅等	維持管理対策等級	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理

		による。	(共用配管)	(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
			等級 3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
			等級 1	その他
4—3 更新対策 (共用排水管)	共同住宅等	等級(1、2又は3) 及び次のイからホ までのうち、該当する共用排水立管の 位置を明示する。 イ. 共用廊下に面す る共用部分 ロ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周 部 ハ. バルコニー ニ. 住戸専用部 ホ. その他	更新対策(共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
			更新対策等級(共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
			等級 3	配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			等級 2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている
			等級 1	その他
			共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置
4—4 更新対策 (住戸専用部)	共同住宅及び長屋	次のイ及びロに掲 げるものを明示す る。 イ. 軀体天井高(「〇 mm以上」と記載 する。)を明示す る。この場合に おいて、異なる 躯体天井高が存 するときは、最 も低い部分の空 間の内法高さ及 び次のaからcま でのうち、当該 最も低い部分が	更新対策(住戸専用部) 躯体天井高 住戸専用部の構造 躯体の壁又は柱の 有無	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策 住戸専用部の構造 躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ 住戸専用部の構造 躯体等の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの有無

			該当する部位を併せて明示する。 a. はり b. 傾斜屋根 c. その他 d. 住戸専用部の構成躯体の壁又は柱の有無を明示する。この場合において、構造躯体の壁又は柱があるときは、壁又は柱の別を併せて明示する。	
5 溫熱環境・能等級エネルギー消費量に関すること	5—1 断熱等性能基準等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、2、3、4、5、6又は7（7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）が8地域以外の地域である場合に限る。）による。この場合においては、地域の区分	断熱等性能等級 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
			等級 7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
			等級 6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
			等級 5 熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている	
			等級 4 熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている	
			等級 3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
			等級 2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
			等級 1 その他	

			を併せて明示する。 また、等級7（地域の区分が8地域である場合にあっては等級6）の場合に、外皮平均熱貫流率（単位をW／(m ² ・K)とし、地域の区分の8地域を除く。）及び冷房期の平均日射熱取得率（地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。）を併せて明示することができる。		
5—2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての同住宅等	等級（1、4、5又は6）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／(m ² ・年)とする。）を併せて明示することができる。	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	一次エネルギー消費量の削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
			等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
			等級4	その他	
6 空気環境	6—1 ホルムアルデヒド対策	一戸建ての住宅又は共のうち、該当するも	次のイからハまでのうち、該当するも	ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発

に 関 す ること	(内装及び天井 裏等)	同住宅等	のを明示する。この 場合において、口を 明示するときは、居 室の内装の仕上げ 及び居室に係る天 井裏等(平成15年国 土交通省告示第274 号第一第三号に適 合しない場合(同号 口に該当する場合 を除く。)のものに 限る。)の下地材等 のそれぞれについ て、ホルムアルデヒ ド発散等級(居室の 内装の仕上げにあ っては1、2又は 3、居室に係る天井 裏等の下地材等に あつては2又は3) を併せて明示する。 イ. 製材等(丸太及 び単層フローリ ングを含む。)を 使用する ロ. 特定建材を使 用する ハ. その他の建材を 使用する	井裏等)	散量を少なくする対策
				ホルムアルデヒド 発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天 井裏等の下地材等に使用される特定建材からの ホルムアルデヒドの発散量の少なさ
				等級 3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本 産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級 相当以上)
				等級 2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業 規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)
				等級 1	その他
6—2 換気対策	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	次のイのa又はbの うち、該当する居室 の換気対策を明示 し、かつ、次のロの aからcまでのうち、 便所、浴室及び台所 のそれぞれについて	換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去す るための必要な換気対策	
			居室の換気対策	住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策	
			局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のため の対策	

		<p>て、該当する局所換気対策を明示する。</p> <p>この場合において、イのbを明示するとときは、具体的な換気対策を併せて明示する。</p> <p>イ. 居室の換気対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械換気設備 b. その他 <p>ロ. 局所換気対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械換気設備 b. 換気のできる窓 c. なし 		
6—3 室内空気中の化学物質の濃度等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	<p>特定測定物質(測定の対象となるものに限る。以下同じ。)ごとに、次のイからヘまでに掲げるものを明示する。</p> <p>イ. 特定測定物質の名称</p> <p>ロ. 特定測定物質の濃度(単位を ppm, ppb, mg/m³, μg/m³その他一般的に使用されるものとし、平均の値(測定値が一の場合にあっては、その値)又は最高及び最低の値とする。)</p> <p>ハ. 特定測定物質の濃度を測定(空</p>	室内空気中の化学物質の濃度等	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法

	<p>気の採取及び分析を含む。)するために必要とする器具の名称(空気の採取及び分析を行う器具が異なる場合にあっては、それぞれの名称)</p> <p>ニ. 採取を行った年月日、採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻並びに内装仕上げ工事(造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。)の完了した年月日</p> <p>ホ. 採取条件(空気を採取した居室の名称、採取中の室温又は平均の室温、採取中の相対湿度又は平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他特定測定物質の濃度に著しい影響を</p>	
--	---	--

			及ぼすものに限る。) へ. 特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称(空気の採取及び分析を行つた者が異なる場合に限る。)		
7 光・ 視 環 境 に 関 す ること	7—1 単純開口率	一戸建ての住宅又は共同住宅等	単純開口率(○%以上と記載する。)を明示する。	単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ
	7—2 方位別開口比	一戸建ての住宅又は共同住宅等	東面、南面、西面、北面及び真上の各方位について、方位別開口比(○%以上と記載し、当該方位の開口部の面積が0の場合にあっては0%とする。)を明示する。	方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ
8 音 環 境 に 関 す ること	8—1 重量床衝撃音対策	共同住宅等	上階の住戸及び下階の住戸との間の界床のそれぞれについて、次のいずれかの方法により明示する。 イ. 重量床衝撃音対策等級 重量床衝撃音対策等級が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その等級(1、2、3、4	重量床衝撃音対策 重量床衝撃音対策等級 等級 5 等級 4 等級 3	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策 居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度 特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,H}$ —50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている 優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,H}$ —55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている 基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件

		<p>又は 5)を明示する。</p> <p>ロ. 相当スラブ厚(重量床衝撃音)</p> <p>次に掲げる相当スラブ厚(重量床衝撃音)の数値が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その相当スラブ厚(重量床衝撃音)を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 27cm以上 b. 20cm以上 c. 15cm以上 d. 11cm以上 e. その他 	<p>下でおおむね日本産業規格の$L_{i,r,H}$—60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級 2 やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の$L_{i,r,H}$—65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級 1 その他</p> <p>相当スラブ厚(重量床衝撃音) 居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ</p>
8—2 軽量床衝撃音対策	共同住宅等	<p>上階の住戸及び下階の住戸との間の界床のそれぞれについて、次のいずれかの方法により明示する。</p> <p>イ. 軽量床衝撃音対策等級</p> <p>軽量床衝撃音対策等級が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その等級(1、2、3、4又は5)を明示する。</p>	<p>軽量床衝撃音対策 居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策</p> <p>軽量床衝撃音対策 等級 居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度</p> <p>等級 5 特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の$L_{i,r,L}$—45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級 4 優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の$L_{i,r,L}$—50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級 3 基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の$L_{i,r,L}$—55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p>

		<p>ロ. 軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)</p> <p>次に掲げる軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)の数值が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 30dB以上 b. 25dB以上 c. 20dB以上 d. 15dB以上 e. その他 	等級 2 等級 1 軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,L}$ —60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている その他 居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減の程度
8—3 透過損失等級(界壁)	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	透過損失等級(界壁) 等級 4 等級 3 等級 2 等級 1	居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度 特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格の R_r —55等級相当以上)が確保されている程度 優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格の R_r —50等級相当以上)が確保されている程度 基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格の R_r —45等級相当以上)が確保されている程度 建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度
8—4 透過損失等級(外壁開口部)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	東面、南面、西面及び北面の各方位について、等級(1、2	透過損失等級(外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度

			又は3)による。	等級3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _{m(1/3)} —25相当以上)が確保されている程度
				等級2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _{m(1/3)} —20相当以上)が確保されている程度
				等級1	その他
9 高齢者等への配慮に関すること	9—1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4又は5)による。	高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度
				等級5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
				等級4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている
				等級3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
				等級2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
				等級1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている
	9—2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等	等級(1、2、3、4又は5)による。	高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度
				等級5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている
				等級4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている
				等級3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置

				が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている	
			等級 2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
			等級 1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている	
10 防犯に関すること	10—1 開口部の侵入防止対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等	住戸の階ごとに、次の表の上欄に掲げる住戸及び同表の中欄に掲げる開口部の区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策として同表の下欄に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。	開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策
イ. 一戸建ての住宅 ロ. 共同住宅等（建物出入口の存する階の住			a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部の下端までの高さが 2m 以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが 2m 以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が 0.9m 以下であるもの（a に該当するものを除く。） c. a 及び b に掲げるものの以外のもの	(i) すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である (ii) その他 (iii) 該当する開口部なし	
ハ. 共用廊下、共用階段			a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部の下端までの高さが 2m 以下、又は、共用廊下、共用階段	(i) すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部	

			戸)	段若しくはバル コニー等から開 口部の下端まで の高さが2m以下 であって、かつ、 共用廊下、共用階 段若しくはバル コニー等から當 該開口部までの 水平距離が0.9m 以下であるもの (aに該当するも のを除く。) c. a及びbに掲げるも の以外のもの	れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す る開口部な し	
ハ. 共同住 宅等(建 物出入 口の存 する 階以外の 階の住 戸)	a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部の 下端までの高さ が2m以下、又は 次の(i)若しくは (ii)から開口部 の下端までの高 さが2m以下であ って、かつ、(i)若 しくは(ii)から 開口部までの水 平距離が0.9m以 下であるもの(a に該当するも のを除く。) (i) 共用廊下又 は共用階段 (ii) バルコニ ー等((i)に該 当するものを 除く。)	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す る開口部な し				

			c. a及びbに掲げるもの以外のもの		
--	--	--	--------------------	--	--

別表2—1(既存住宅に係る表示すべき事項等)

(い) 表示すべき事 項	(ろ) 適用範囲	(は) 表示の方法	(に) 説明する事項	(ほ) 説明に用いる文字	
現況検査によ り認められる 劣化等の状況 に関すること	現況検査によ り認められる 劣化等の状況	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	次のイ及びロにつ いて、それぞれ次に掲 げる方法により明示す る。 イ. 部位等・事象別の 判定別表2—2の (い)項に掲げる部 位又は設備(以下 「部位等」という。) のそれれについ て、同表の(ろ)項に 掲げる劣化事象等 その他これに類す るもののが認められ たか否か、認められ た劣化事象等の名 称及び次のaからe までに掲げるもの を明示する。ただ し、それぞれの部位 等が全く確認でき ず、又は検査におけ る確認の程度がdの ④に該当し、かつ、 劣化事象等が認め られない場合にあ	現況検査により認 められる劣化等の 又は補修を要する程 度の劣化事象等の有 無等 部位等・事象別の判 定 総合判定	評価対象建築物に認められる詳細な調査 又は補修を要する程度の劣化事象等の有 無等 評価対象建築物の部位等ごとに認められ る詳細な調査又は補修を要する程度の劣 化事象等の有無による判定 評価対象建築物に認められる詳細な調査 又は補修を要する程度の特定の劣化事象 等の有無による現況の総合的な判定

っては、当該劣化事象等が認められるか否かを明示しないこととする。

a. 部位等の仕上げの種別

b. 認められた劣化事象等のうち主たるものとの内容及び箇所

c. 検査に用いた器具の名称その他検査の方法

d. 同表の(い)項の(1)から(16)までに掲げる部位等ごとの検査における確認の程度で次の①から⑤までに掲げるもののうち該当するもの

①　すべて又はほとんど確認できた

②　過半の部分が確認できた

③　過半の部分が確認できなかった

④　ほとんど確認できなかった

⑤　全く確認できなかつた

e. 同表の(い)項の(1)から(3)まで及び(17)から(24)までに掲げる部位等ごとの検査にお

		<p>ける確認できた範囲</p> <p>□. 総合判定</p> <p>「特定劣化事象等のすべてが認められない」又は「特定劣化事象等のいずれかが認められる」のいづれかを明示する。</p>	
特定現況検査 による認定 される劣化等の 状況(腐朽等・ 蟻害)	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等 の構造部 分を有する する住宅に 限る。)	<p>次のイのa又はbのうち該当する腐朽等の現況及び次のロのa又はbのうち該当する蟻害の現況並びにこれらの検査を補助した者の氏名又は名称を明示する。この場合において、イのb又はロのbを明示するときは、腐朽等又は蟻害の内容及びこれが認められる部位を併せて明示する。</p> <p>イ 腐朽等の現況</p> <p>a 腐朽、菌糸及び子実体が認められない</p> <p>b 腐朽、菌糸又は子実体が認められる</p> <p>ロ 蟻害の現況</p> <p>a しろありの蟻道及び被害(複数のしろありが認められることを</p>	<p>特定現況検査によ り認められる劣化等の現況及び次のロのa又はbのうち該当する蟻害の有無</p> <p>評価対象建築物に認められる腐朽等及び蟻害の有無</p>

			<p>含む。)が認められない</p> <p>b しろありの蟻道又は被害(複数のしろありが認められることを含む。)が認められる</p>	
個別性能の安定に関すること	構造倒壊等防止)	1—1 耐震等級(構造躯体の住宅又は共同住宅等(1—3において、等級0による。この場合におけるときは、その理由をて、免震建築物であるまた、耐震診断を行つとされたもた場合にあっては、そのを除く。)の方法を明示する。	<p>等級(0、1、2又は3)による。この場合におけるときは、その理由をて、免震建築物であるまた、耐震診断を行つとされたもた場合にあっては、そのを除く。)の方法を明示する。</p> <p>耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)</p>	<p>地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ</p> <p>構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>その他</p>
	1—2 耐震等級(構造躯体の住宅又は共同住宅等(1—3において、等級0による。この場合におけるときは、その理由をて、免震建築物であるとされたも		<p>等級(0、1、2又は3)による。この場合におけるときは、その理由をて、免震建築物であるとされたも</p> <p>耐震等級(構造躯体の損傷防止)</p>	<p>地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ</p> <p>構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定め</p>

		のを除く。)		もの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
			等級 2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
			等級 1	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
			等級0	その他
1—3 その他 (地震に対する 構造躯体の倒 壊等防止及び 損傷防止)	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	評価対象建築物が免 震建築物であるか否 かを明示する。	その他(地震に対する 構造躯体の倒壊等防止及び損傷防 止)	評価対象建築物が免震建築物であるか否 かを明示する。 等防止及び損傷防 止)
1—4 耐風等 級(構造躯体の 倒壊等防止及 び損傷防止)	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	等級(0、1又は2)に よる。この場合におい て、等級0によると は、その理由を併せて 明示する。	耐風等級(構造躯体 の倒壊等防止及び 損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等の しにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な 修復工事を要する程度の著しい損傷) の生じにくさ
			等級 2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる 劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀 に(500年に一度程度)発生する暴風による 力(建築基準法施行令第87条に定める ものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、 崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生 する暴風による力(同条に定めるもの) の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
			等級 1	構造耐力に大きく影響すると見込まれる 劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀 に(500年に一度程度)発生する暴風による 力(建築基準法施行令第87条に定める ものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、

				稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		等級0	その他	
1—5 耐積雪 等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 及び 宅等	多雪区域に存在する一戸建ての住宅又は共同住宅、その理由を併せて明示する。	等級(0、1又は2)による。この場合において、等級0によるとき	耐積雪等級(構造躯体の倒壊、崩壊等の防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		等級 2		構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		等級 1		構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		等級 0	その他	
1—6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位をk N/m ² とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。)、杭の許容支持力(単位をk Nとし、整数未満の端数を切り捨てる。)又は杭状改良地盤の	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法

			改良後の許容支持力 度（単位を $k\text{ N}/\text{m}^2$ と し、整数未満の端数を 切り捨てる。）若しく は許容支持力（単位を $k\text{ N}/\text{本}$ とし、整数未 満の端数を切り捨て る。）及び地盤調査の 方法その他それらの 設定の根拠となつた 方法（地盤改良を行つ た場合、又は行う場合 は、その方法を含む。） を明示する。	
	1—7 基礎の一戸建ての構造方法及び形式等	直接基礎にあっては 住宅又は共同住宅等	直接基礎の構造方法及び形式等 基礎の構造方法及び形式を、杭基礎にあつては杭種、杭径（単位を cm とし、整数未満の端数を切り捨てる。） 及び杭長（単位を m とし、整数未満の端数を切り捨てる。）を明示する。	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長
2 火災時のこと	2—1 感知警報装置設置等に関すること	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(0、1、2、3 又は 4)による。	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
			等級 4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
			等級 3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
			等級 2	評価対象住戸において発生した火災のうち、居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている

				ち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		等級 1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている	
		等級 0	その他	
2—2 感知警報装置設置等(避難階に存在する住戸)災時)	共同住宅等(避難階に存在する住戸)及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)	等級(1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等級(他住戸等火災の早期時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階における他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
			等級 4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 1	その他
2—3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	共同住宅等(避難階に存在する住戸)及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)	次のイのaからeまでのうち、該当する一の平面形状を明示する。この場合において、ロのcを明示するときは、耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)を等級(1、	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)のaからcまでのうち、該当する一の平面形状を明示する。この場合において、ロのcを明示するときは、耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)を等級(1、	評価対象住戸の同一階又は直下の階における他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策
			排煙形式	共用廊下の排煙の形式
			平面形状	避難に有効な共用廊下の平面形状
			耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)	避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ
			等級 3	火炎を遮る時間が60分相当以上
			等級 2	火炎を遮る時間が20分相当以上

		<p>2又は3)により併せて明示する。</p> <p>イ. 排煙形式</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 開放型廊下 b. 自然排煙 c. 機械排煙(一般) d. 機械排煙(加圧式) e. その他 <p>ロ. 平面形状</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能 b. 直通階段との間に他住戸等がない c. その他 	等級1	その他
2—4 脱出対策(火災時)	地上階数3以上の一戸建ての住宅又は共同住宅等(避難階に存する住戸を除く。)	<p>次のイからニまでの建物の住宅又は共同住宅等(避難階に存する住戸を除く。)うち、該当する脱出対策を明示する。この場合において、ハ又はニを明示するときは、具体的な脱出手段を併せて明示する。</p> <p>イ. 直通階段に直接通ずるバルコニー</p> <p>ロ. 隣戸に通ずるバルコニー</p> <p>ハ. 避難器具</p> <p>ニ. その他</p>	脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策
2—5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	一戸建ての住宅又は共同住宅等	<p>等級(1、2又は3)による。</p>	<p>耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))</p> <p>等級3</p> <p>等級2</p>	<p>延焼のおそれのある部分の開口部に係る そのある部分(開口部))</p> <p>火炎を遮る時間が60分相当以上</p> <p>火炎を遮る時間が20分相当以上</p>

			等級 1	その他
2—6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外))	延焼のおそれのある部分(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
			等級 4	火熱を遮る時間が60分相当以上
			等級 3	火熱を遮る時間が45分相当以上
			等級 2	火熱を遮る時間が20分相当以上
			等級 1	その他
2—7 耐火等級(界壁及び界床)	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(界壁及び界床)	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
			等級 4	火熱を遮る時間が60分相当以上
			等級 3	火熱を遮る時間が45分相当以上
			等級 2	火熱を遮る時間が20分相当以上
			等級 1	その他
3 劣化の軽減に関すること	3—1 劣化対策等級(構造躯体等)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(0、1、2又は3)による。この場合において、等級0におけるときは、その理由を併せて明示する。また中性化深さの測定を行った場合にあっては、その旨を明示する。	劣化対策等級(構造躯体等)に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
				劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で、3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
				劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で、2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
				劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、建築基準法に定める対策が講じられている
			等級0	その他

4 維持管理への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	一戸建ての同住宅等	等級(1、2又は3)による。	(専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
				等級 3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
				等級 1	その他
	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	共同住宅等	等級(1、2又は3)による。	(共用配管)	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
				等級 3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
				等級 1	その他
4-3 更新対策(共用排水管)	共同住宅等	等級(1、2又は3)及び次のイからホまでのうち、該当する共用排水立管の位置を明示する。 イ. 共用廊下に面する共用部分 ロ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ハ. バルコニー ニ. 住戸専用部 ホ. その他	更新対策(共用排水管の更新を容易にするため必要な対策)	(管)	共用排水管の更新を容易にするため必要な対策
				(排水管)	更新対策等級(共用排水管の更新を容易にするため必要な対策の程度)
				等級 3	配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
				等級 2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている
4-4 更新対策	共同住宅及	次のイ及びロに掲げ	更新対策(住戸専用部の間取りの変更を容易とする	(住戸専用部)	住戸専用部の間取りの変更を容易とする

		策（住戸専用部）		るものを明示する。 イ. 車体天井高（「〇mm以上」と記載する。） を明示する。この場合において、異なる 車体天井高が存するときは、最も低い 部分の空間の内法 高さ及び次のaから cまでのうち、当該 最も低い部分が該 当する部位を併せて明示する。 a. はり b. 傾斜屋根 c. その他 ロ. 住戸専用部の構造 車体の壁又は柱の 有無を明示する。こ の場合において、構 車体の壁又は柱 があるときは、壁又 は柱の別を併せて 明示する。	ため必要な対策 住戸専用部の構造車体等の床版等に挟まれた空間の高さ 住戸専用部の構造車体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの有無
5 温熱エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、2、3、4、5、6又は7（7は地域の区分が8地域以外の地域である場合に限る。））による。 この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級7（地域の区分が8地域である場	断熱等性能等級 等級7 等級6 等級5	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失

		合にあっては等級 6) の場合に、外皮平均熱貫流率（単位を W／(m ² ・K) とし、地域の区分の 8 地域を除く。）及び冷房期の平均日射熱取得率（地域の区分の 1、2、3 及び 4 地域を除く。）を併せて明示することができる。	等級 4 等級 3 等級 2 等級 1	等のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失の小さな削減のための対策が講じられている その他
5—2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級 (1、3、4、5 または 6) による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級 1 によるときはその理由を併せて明示する。また、等級 6 にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位を MJ／(m ² ・年) とする。）を併せて明示することができる。	一次エネルギー消費量等級 等級 6 等級 5 等級 4	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度 一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている 一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている 一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられている

				減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		等級 3		一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の一定程度の削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令附則第4条第2項の規定により読み替えて適用する基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		等級 1		その他
6 空気環境に關すること 6—2 換氣対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等	便所、浴室及び台所のそれぞれについて、次のイからハまでのうち、該当する局所換気対策を明示する。 イ. 機械換気設備 ロ. 換気のできる窓 ハ. なし	局所換気設備	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための設備
6—3 室内空気中の化学物質の濃度等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	特定測定物質(測定の対象となるものに限る。以下同じ。)ごとに、次のイからへまでに掲げるものを明示する。 イ. 特定測定物質の名称 ロ. 特定測定物質の濃度	室内空気中の化学物質の濃度等	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法

度(単位をppm、ppb、
 mg/m^3 、 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ その他一般的に使用されるものとし、平均の値(測定値が一の場合にあっては、その値)又は最高及び最低の値とする。)
ハ. 特定測定物質の濃度を測定(空気の採取及び分析を含む。)するために必要とする器具の名称(空気の採取及び分析を行う器具が異なる場合にあっては、それぞれの名称)
ニ. 採取を行った年月日並びに採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻
ホ. 採取条件(空気を採取した居室の名称、当該居室に存する家具(造付け家具を除く。)、カーテンその他これらに類するものの名称、採取中の室温又は平均の室温、採取中の相対湿度又は平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採

		<p>取中の換気及び冷暖房の実施状況その他特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。)</p> <p>ヘ. 特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称(空気の採取及び分析を行った者が異なる場合に限る。)</p>	
6—4 石綿含有建材の有無等	一戸建ての同住宅等	<p>次のイ及びロに掲げる建材の有無並びに無等</p> <p>次のイからハまでに掲げる建材ごとの次のaからfまでに掲げるものを明示する。</p> <p>イ. 吹き付け石綿(囲い込み又は封じ込めの飛散防止ための措置が施されているものを除く。口において同じ。)</p> <p>ロ. 吹き付けロックウール</p> <p>ハ. イ及びロ以外の建材のうち測定を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 建材の名称 b. 建材における石綿含有率(単位を%とする。) c. 建材の使用部位 d. 採取条件(試料を採取した建築物 	<p>評価対象住戸における飛散のおそれのある吹き付け石綿及び吹き付けロックウールの有無並びに測定する建材ごとの石綿含有率等</p>

			<p>の名称及び施工年(石綿含有建材の施工時期が分かる場合はその施工年)、試料の採取部位及び場所、試料の大ささ、採取方法、採取を行った年月日その他測定の対象となる石綿含有建材における石綿含有率等に著しい影響を及ぼすものに限る。)</p> <p>e. 分析条件(試料粉碎方法、使用した分析機器、分析方法、残さ率、検出下限、定量下限、分析年月日その他測定の対象となる石綿含有建材における石綿含有率等に著しい影響を及ぼすものに限る。)</p> <p>f. 石綿含有建材における石綿含有率を分析した者の氏名又は名称(建材の採取及び測定を行った者が異なる場合</p>	
--	--	--	--	--

			に限る。)	
6—5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	居室等ごとに次のイからホまでに掲げるものを明示する。	室内空気中の石綿の粉じんの濃度等の評価対象建築物の居室等における空気中の石綿の粉じんの濃度及び測定方法	

			野数、定量下限その 他石綿の粉じんの 濃度に著しい影響 を及ぼすものに限 る。) 亦、石綿の粉じんの濃 度を分析した者の 氏名又は名称(空気 の採取及び分析を 行った者が異なる 場合に限る。)	
7 光・ 視環境に 関するこ と	7-1 単純開 口率	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	単純開口率(○%と記 載する。)を明示する。	単純開口率 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部 の面積の床面積に対する割合の大きさ
	7-2 方位別 開口比	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	東面、南面、西面、北 面及び真上の各方位 について、方位別開口 比(○%と記載する。) を明示する。	方位別開口比 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部 の面積の各方位毎の比率の大きさ
9 高齢者 等への 配慮に すること	9-1 高齢者 等配慮対策等 級(専用部分)	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	等級(0、1、2、2 ⁻ 、 3、4又は5)による。 等級(専用部分)	高齢者等配慮対策 住戸内における高齢者等への配慮のため に必要な対策の程度 等級 5 高齢者等が安全に移動することに特に配 慮した措置が講じられており、介助用車 いす使用者が基本的な生活行為を行うこ とを容易にすることに特に配慮した措置 が講じられている 等級 4 高齢者等が安全に移動することに配慮し た措置が講じられており、介助用車いす 使用者が基本的な生活行為を行うことを 容易にすることに配慮した措置が講じら れている 等級 3 高齢者等が安全に移動するための基本的 な措置が講じられており、介助用車いす 使用者が基本的な生活行為を行うための 基本的な措置が講じられている 等級 2 高齢者等が安全に移動するための基本的

					な措置が講じられている
			等級 2 ⁻	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置の一部が講じられている	
			等級 1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている	
			等級0	その他	
9—2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等	等級(0、1、2 ⁻ 、2、3、4又は5)による。	高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度	
			等級 5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている	
			等級 4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている	
			等級 3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている	
			等級 2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
			等級 2 ⁻	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置の一部が講じられている	
			等級 1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている	
			等級0	その他	
10 防犯こと	10—1 開口部に関する侵入防止対策	一戸建ての侵入防止対策	住戸の階ごとに、次の表の上欄に掲げる住戸及び同表の中欄に掲げる開口部の区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策として同表の下欄に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられてい	開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策

る開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。

イ. 一戸建 ての住宅	a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部 の下端までの高 さが 2m 以下、又 は、バルコニー 等から開口部の 下端までの高さ が 2m 以下であ って、かつ、バ ルコニー等から 当該開口部まで の水平距離が 0.9m 以下である もの (a に該当す るものを除く。) c. a 及び b に掲げる もの以外のもの	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す る開口部な し
ロ. 共同住宅 等 (建物 出入口の 存する階 の住戸)	a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部 の下端までの高 さが 2m 以下、又 は、共用廊下、 共用階段若しく はバルコニー等 から開口部の下 端までの高さが 2m 以下であつ て、かつ、共用 廊下、共用階段 若しくはバルコ ニー等から当該 開口部までの水 平距離が 0.9m 以 下であるもの (a	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す る開口部な し

				に該当するもの を除く。) c. a及びbに掲げる もの以外のもの		
ハ. 共同住宅	a. 住戸の出入口 等（建物 出入口の 存する階 以外の階 の住戸）	a. 住戸の出入口 等（建物 出入口の 存する階 以外の階 の住戸）	(i) すべての b. 地面から開口部 の下端までの高 さが2m以下、又 は、次の(i)若し くは(ii)から開 口部の下端まで の高さが2m以 下であって、か つ、(i)若しくは (ii)から開口部 までの水平距離 が0.9m以下であ るもの(aに該當 するものを除 く。) (i) 共用廊下 又は共用階 段 (ii) バルコニ ー等((i)に 該当するも のを除く。)	(i) すべての b. 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す る開口部な し		
c. a及びbに掲げる もの以外のもの						

この表において「特定劣化事象等」とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の11—1(2)イ②に規定する特定劣化事象等をいう。

別表2—2(部位等ごとの劣化事象等)

(い)	(ろ)
部位等	劣化事象等

(1) 基礎のうち 屋外に面する部分 (壁又は柱と異なる仕上げとなつて いる場合に限る。)	(a) コンクリート直仕上げによる仕 上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ又は深さが20mm以上の ものの他の著しい欠損
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕 上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ部分の著しい剥がれ
	(c) その他の仕上げの場合	(a)又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの
(2) 壁、柱、基礎 (屋外に面する部 分が壁又は柱と同 一の仕上げとなつ ている場合に限 る。)及び梁のうち 屋外に面する部分	(a) コンクリート直仕上げによる仕 上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ、深さが20mm以上のもの の他の著しい欠損、シーリング材の破断若しくは接着破壊(片側 が室内である部分に限る。以下同じ。)、手すり(転落防止のためのも のに限る。以下同じ。)の著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支 持する部分の著しい腐食等(当該部分が金属である場合にあっては腐 食、木材である場合にあっては腐朽等、コンクリートその他これに類 するものである場合にあってはひび割れをいう。以下同じ。)
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕 上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、仕上げ部分の著しい浮き若しくは剥が れ、シーリング材の破断若しくは接着破壊、手すりの著しいぐらつき 又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等
	(c) サイディングボードその他の板 状の仕上げ材による仕上げの場合	仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ、仕上げ材(金属であるも のに限る。)の著しい腐食、シーリング材の破断若しくは接着破壊、手 すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著 しい腐食等
	(d) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、仕上げ材の著しい浮き若しくは剥がれ、 シーリング材の破断若しくは接着破壊、手すりの著しいぐらつき又は 手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(3) 屋根	(a) 粘土瓦、厚形スレート又は住宅 屋根用化粧スレートによる仕上げ の場合	仕上げ材の著しい割れ、欠損、ずれ又は剥がれ
	(b) 金属系の屋根ふき材(基材が鋼 板であるものに限る。)による仕上 げの場合	仕上げ材の著しい腐食
	(c) アスファルト防水(保護層を有 するものに限る。)による場合	保護層(コンクリートであるものに限る。)の著しいせり上がり
	(d) アスファルト防水(保護層を有 するものを除く。)又は改質アスフ アルト防水による場合	防水層の破断又はルーフィングの接合部の剥離(防水層が単層である 改質アスファルト防水による場合に限る。)
	(e) シート防水による場合	防水層の破断又はシートの接合部の剥離

	(f) 塗膜防水による場合	防水層の破断
	(g) その他の防水方法の場合	(a)から(f)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(4) 壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分(専用部分)	(a) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における6／1,000以上の傾斜(鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の部分を除く。以下同じ。)
	(b) 化粧石こうボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ、仕上げ材(金属であるものに限る。)の著しい腐食又は壁若しくは柱における6／1,000以上の傾斜
	(c) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における6／1,000以上の傾斜
	(d) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における6／1,000以上の傾斜
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
	(f) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ、深さが20mm以上のもののその他の著しい欠損又は漏水等の跡
(5) 壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分(共用部分)	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ部分の著しい浮き若しくは剥がれ
	(c) サイディングボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材(金属であるものに限る。)の著しい腐食
	(d) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ材の著しい浮き若しくは剥がれ
	(e) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(f) その他の仕上げの場合	(a)から(e)までの場合における劣化事象等に準じるもの
	(a) フローリングその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	著しい沈み、6／1,000以上の傾斜(居室に存するものに限る。以下同じ。)又は仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ
(6) 屋内の床(専用部分)	(b) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、著しい沈み、6／1,000以上の傾斜又は仕上げ材の著しい剥がれ
	(c) その他の仕上げの場合	(a)又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの
	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ又は深さが20mm以上のものその他著しい欠損
(7) 床(共用部分)	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ部分の著しい剥がれ
	(c) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ材の著しい剥がれ
	(d) 板状の仕上げ材による仕上げの	仕上げ材の著しい割れ、欠損又は剥がれ

	場合	
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(8) 天井(専用部分)	(a) 石こうボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材(金属であるものに限る。)の著しい腐食
	(b) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(c) その他の仕上げの場合	(a)又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの
(9) 天井(共用部分)及び軒裏	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ部分の著しい浮き若しくは剥がれ
	(c) サイディングボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材(金属であるものに限る。)の著しい腐食
	(d) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(10) 階段(専用部分)	構造体の著しい欠損若しくは腐食等、踏面の著しい沈み、欠損若しくは腐食等、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等	
(11) 階段(共用部分)	構造体の著しい欠損若しくは腐食等、踏面の著しい沈み、欠損若しくは腐食等、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等	
(12) バルコニー	床の著しい沈み、欠損、腐食等若しくは防水層の破断(直下が屋内である場合に限る。)、支持部分の欠損若しくは腐食等(直下が屋内でない場合に限る。)、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等	
(13) 屋外に面する開口部(雨戸、網戸及び天窓を除く。)	建具の周囲の隙間、建具の著しい開閉不良、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等	
(14) 雨樋	破損	
(15) 土台及び床組	土台若しくは床組(木造のものに限る。)の接合部の著しい割れ又は床組(鉄骨造のものに限る。)の著しい腐食	
(16) 小屋組	雨漏り等の跡、小屋組(木造のものに限る。)の接合部の著しい割れ又は小屋組(鉄骨造のものに限る。)の著しい腐食	
(17) 給水設備(専用部分)	漏水、赤水又は給水流量の不足	
(18) 給水設備	漏水、給水管の著しい腐食、受水槽若しくは給水ポンプの著しい損傷若しくは腐食又は受水槽若しくは給水	

(共用部分)	ポンプを支持する部分の著しい損傷若しくは腐食
(19) 排水設備	漏水、排水の滞留、浄化槽(地上に存する部分に限る。)の著しい損傷若しくは腐食(一戸建ての住宅に限る。)
(専用部分)	又は浄化槽のばつ気装置(地上に存する部分に限る。)の著しい作動不良(一戸建ての住宅に限る。)
(20) 排水設備	漏水、排水管の著しい腐食、浄化槽(地上に存する部分に限る。)の著しい損傷若しくは腐食又は浄化槽のばつ気装置(地上に存する部分に限る。)の著しい作動不良
(21) 給湯設備	漏水又は赤水
(専用部分)	
(22) 給湯設備	漏水、給湯管の著しい腐食、給湯管の保温材の脱落又は熱源装置の著しい損傷若しくは腐食
(共用部分)	
(23) 機械換気設備(専用部分)	作動不良又は当該換気設備に係るダクトの脱落
(24) 換気設備	換気ファンの作動不良又は排気ガラリの閉鎖若しくは著しい腐食
(共用部分)	
(25) (1) から (24) までに掲げる 部位等	腐朽等(木造の構造部分を有する住宅に認められるものに限る。)、蟻害(木造の構造部分を有する住宅に認められるものに限る。)又は鉄筋の露出(鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の住宅に認められるものに限る。)

附 則

- 1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行に伴い、日本住宅性能表示基準(平成 12 年建設省告示第 1652 号)は、廃止する。
- 3 評価方法基準(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号)附則第 3 項及び第 4 項の規定が適用される住宅については、日本住宅性能表示基準(平成 12 年建設省告示第 1652 号)に従って性能の表示を行わなければならない。

附 則 (平成26年2月25日消費者庁・国土交通省告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条中別表 1 の 5 の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の日本住宅性能表示基準別表 1 の 5 の 5—1 の規定は、住宅性能評価については平成 26 年 2 月 25 日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成 26 年 2 月 25 日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成 26 年 2 月 25 日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用することを妨げない。この場合において、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、当該住宅性能評価における「断熱等性能等級」は「省エネルギー対策等級」とみなすことができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、この告示による改正後の日本住宅性能表示基準別表 1 の 5 の 5

—2の規定は、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成26年10月1日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成26年10月1日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用するものとする。

- 4 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 5 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価に係る住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年1月29日消費者庁・国土交通省告示第1号)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 日本住宅性能表示基準別表1の5-1及び5-2に係るこの告示の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53条)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年12月21日消費者庁・国土交通省告示第3号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日消費者庁・国土交通省告示第1号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

附 則 (令和3年12月1日消費者庁・国土交通省告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月25日消費者庁・国土交通省告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年11月7日消費者庁・国土交通省告示第2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表1の5の(は)及び別表2-1の5の(は)の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。